

第 1 2 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年12月16日(木) 午前10時00分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹

議事録署名者 23 川邊 千秋・2 田中 康章

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)
報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理取消願について(所有権移転)
報告第7号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第4号 農地法第3条の規定による許可取消願について(所有権移転)
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第8号 特定農地貸付承認申請について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第12回第1農地部会を開催させていただきます。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席者は、21番 坂野 大徹委員、1名でございます。出席委員は13名でございます。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 23番 川邊 千秋委員、2番 田中 康章委員、よろしくをお願いします。
 まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第7号に入ります。
 事務局をお願いします。
- 事 務 局 議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から23で、件数は23件、面積は80,354㎡で、田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

 5ページから11ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から13で、合計件数は13件、合計面積は91,127㎡で、その内訳は田が69,907㎡、畑が21,142㎡、その他(山林)が78㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

 12ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。
 番号1、住宅及び倉庫用地
 番号2、店舗及び住宅用地
 番号3、一般個人住宅用地
 番号4、倉庫用地
 でございます。
 以上、件数は4件、合計面積は1,696㎡で、その内訳は田が296㎡、畑で1,400㎡でございます。

13ページから14ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地

番号3、駐車場用地

番号4、資材置場用地

番号5、店舗用地

番号6、一般個人住宅用地

番号7、農業用倉庫用地

番号8、太陽光発電施設用地

番号9、番号10、一般個人住宅用地
でございます。

以上、件数は10件、11,297.32㎡で、その内訳は田が1,994㎡、畑で9,303.32㎡でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は1件、面積は343㎡で、畑でございます。

16ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地とすることを目的に、平成26年7月10日付けで受理を受けたものになりますが、当初の計画通りに遺産分割協議が成立しなかったことから取消を願い出たものでございます。

以上、件数は1件、面積は148㎡で、田でございます。

17ページをお願いします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 _____、申請地は畑で面積が565㎡となります。

取得年月日は、昭和58年3月9日でございます。

番号2、権利者 _____、申請地は田で面積が337㎡、畑で149.9㎡ 面積の合計は486.9㎡となります。

取得年月日は、昭和49年12月1日でございます。

これらの案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は2件、合計面積は1051.9㎡で、その内訳は田が337㎡、畑で714㎡、でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 53,896㎡、渡人 _____、面積 985㎡、申請地 一身田町八ノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 985㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____、面積 2,393㎡、渡人 _____、面積 3,997㎡、申請地 一身田大古曾雁田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,322㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

また、受人は農地利用集積計画による利用権設定同意書も提出しており、こちらの申請面積が2筆で1,895㎡あることから、下限面積の要件は満たしております。

番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積 25,596.16㎡、渡人 _____、面積 487㎡、申請地 高野尾町寺谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 487㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 上野、受人 _____、面積 25,536.50㎡、渡人 _____、面積 532㎡、申請地 河芸町東千里北垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 191㎡ 外2筆、合計面積 532㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 草生、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 7,153.22㎡、申請地 安濃町草生石塚 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,048㎡ 外1筆、合計面積 1,556㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

また、受人は農地利用集積計画による利用権設定同意書も提出しており、こちらの申請面積が3筆で3,655㎡であることから、下限面積の要件は満たしております。

なお、受人から新規就農にかかる営農計画書が提出されており、その内容か

ら、受人は、以前から家族で農業を行っており、農業機械についても家族で所有する機械を活用して農業を行うこととしています。

番号6、地区 安濃、受人 _____、面積 99,999㎡、渡人 _____
面積 7,153㎡、申請地 安濃町曾根西川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 283㎡ 外1筆、合計面積 486㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するためです。

以上、件数は6件、面積は5,368㎡、このうち田が4,349㎡、畑で1,019㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。12月11日に現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 番号3、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。12月10日に地元推進委員と現地確認いたしました。何も問題ありませんでした。
高野尾の農振協議会も問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。12月10日に地元推進委員と現地確認いたしました。何も問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号6、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。12月10日に地元推進委員、支所担当と農業委員2名で現地確認いたしました。何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長	番号1から番号6について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。 番号1、地区 草生、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____、面積 9,538㎡、申請地 安濃町草生岡谷____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,000㎡。 この案件につきましては、太陽光発電による区分地上権を設定するものです。このあと議案第7号でご審議いただく営農型太陽光発電施設の一時転用に関連し、高さ地上2.5mから3.0mの間を利用するための区分を設定するもので、設定面積は1,000㎡となっております。 以上、件数は1件、面積 1,000㎡、畑でございます。 この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 草生、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。12月10日に農業委員、地元推進委員、事務局と現地確認いたしました。問題ありませんでした。よろしくをお願いいたします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、

事務局の説明をお願いします。

事務局

20ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 草生、借人 _____、面積 12,849㎡、貸人 _____、面積 9,538㎡、申請地 安濃町草生岡谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,000㎡。

これにつきましては、借人は、労力不足のため、営農縮小する貸人から申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

また、借人は、申請地を20年間借り受け、営農型太陽光発電の下部にて榊を栽培するものです。

以上、件数は1件、面積は1,000㎡、畑でございます。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生、お願いします。

内藤委員

13番、内藤です。12月10日に現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくをお願いいたします。

議長

番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

21ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第3条の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安西、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町小野平石尾_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 495㎡ 外1筆、合計面積 828㎡。

これにつきましては、令和3年11月17日付けにて許可を受けましたが、営農型太陽光発電の事業計画が廃止となったため、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は1件 面積は828㎡、畑でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安西、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。12月10日に事務局、地元推進委員と2名で現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願い致します。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、承認をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町蟹田_____、
台帳地目・現況地目とも畑、面積 442㎡。

これにつきましては、申請地に隣接するガソリンスタンドの駐車場用地とするものです。

この案件は、このあと議案第6号でご審議いただく、ガソリンスタンド用地への転用に関連し、同施設の駐車場として活用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、申請者 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____
____、台帳地目・現況地目とも田、面積 683㎡ 外1筆、合計面積 750㎡。

これにつきましては、申請地を長屋住宅建築用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、面積は1,192㎡、このうち田が683㎡、畑で50

9㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。12月10日に事務局、地元推進委員、農業委員2名で確認させていただきました。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。12月10日に農業委員2名、地元推進委員、事務局と現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号1から番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページから24ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 524㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を貸駐車場用地とするものです。

貸駐車場につきましては、申請地に隣接し、受人が代表を務める_____が駐車場として使用する旨の申述書が提出されております。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町川端_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 13㎡ 外1筆、合計面積 165㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

この案件につきましては、令和2年7月16日に許可を出した敷地内に残されていた土地を太陽光発電施設用地として申請するものです。

パネル設置面積は、全体で15,193㎡、一体利用地を含め、パネルの設置率は、転用面積の64.6%になります。

既に設置工事に向けて造成を行った旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、受人 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町蟹田_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 198㎡ 外1筆、合計面積 551㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をガソリンスタンド用地とするものです。

なお、今回の申請につきましては、議案第5号でご審議いただいた案件を申請するために自社の敷地を確認したところ、農地であることが判明したことから、今回の申請に至るものです。

そのため、申請地をガソリンスタンドの開店時から同施設の用地として活用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町久知野入垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 638㎡ 外4筆、合計面積 2,203㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地として全体の事業計画は敷地面積で8,021㎡あり、パネルの設置面積は5,662㎡となります。

このうち今回申請のあった農地の面積は2,203㎡で設置するパネル設置面積は1,417㎡、パネルの設置率は、転用面積の64.3%になります。

また、許可書の交付に関しましては、当該発電施設は、設置者である_____が自社で消費するためのものになることから、自己託送が行える証明の書類と引き換えとなります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本中_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,626㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、517.44㎡、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の31.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂東之垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 4 1 9 m² 外1筆、合計面積 4 6 8 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭・小屋・駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生歩三田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 4 8 6 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町浄土寺コメガイ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 7 3 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自宅の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳西前野 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1 6 8 m² 外1筆、合計面積 4 9 1 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び庭用地とするものです。

既に昭和初期頃から物置小屋を設置した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町東観音寺北浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 4 7 3 m² 外2筆、合計面積 1, 6 1 8 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売分譲住宅用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認とともに同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は10件、面積は8, 5 0 5 m²、このうち田が3, 8 7 7 m²、畑で4, 6 2 8 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。12月10日に地元推進委員と現地確認いたしました。事務局説明通りで何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号2、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。12月10日に現地確認いたしました。事務局説明通りで問題ありません。よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。12月10日に地元推進委員、農業委員2名、事務局で確認させていただきました。問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。番号4、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。12月10日、会長、部会長、事務局と現地確認いたしました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号5、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。12月10日に会長、部会長、農業委員2名、地元推進委員、事務局と現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号6、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番、清水です。12月10日に現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号7、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。7、8、9と説明させていただきます。12月10日に地元推進委員と農業委員と事務局で現地確認を行いました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。8番は地元推進委員が欠席でしたが、農業委員と事務局で現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。9番は地元推進委員と10日に現地確認いたしました。よろしくお願いします。

議長 番号10、地区 明合、お願いします。

海野委員 12番、海野です。12月10日に守山会長と太田部会長、事務局、地元推進委員、支所の担当と2名の農業委員で現地確認いたしました。開発業者からの説明も受け、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

議 長	番号1から番号10について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	25ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。
	番号1、地区 草生、地上権 _____、地上権設定者 _____、申請地 安濃町草生岡谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,000㎡の内 0.33㎡。 これにつきましては、地上権者は、地上権設定者との間に10年間の地上権を設定し、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。 農地区分は、農用地区域と判断されます。
	以上、件数は1件で、面積は0.33㎡、畑でございます。
	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 草生、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。12月10日に地元推進委員、農業委員、事務局とで現地確認いたしました。何ら問題ありませんでした。よろしく申し上げます。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第8号 特定農地貸付承認申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	26ページをお願いいたします。

議案第8号 特定農地貸付承認申請について、でございます。

番号1、地区 椋本、開設主体 _____、農地所有者 _____、対象農地 芸濃町椋本百々 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 552㎡ 貸付期間 1年間、募集及び選考方法は、一般公募抽選にて決定、1区画当たりの面積および貸付区画数30㎡で12区画、1区画当たりの貸付料 年額6,000円。

これにつきましては、農地を借りる法人が主体となって行う市民農園の開設で、特定農地貸付の承認申請でございます。

市民農園の適切な管理運営及び周辺農地に対する被害防除等について定めた津市長との貸付協定、利用者への貸付条件等を定めた貸付規程などが添付されており、その内容につきまして、農地の位置及び規模、利用者の募集・選考の方法、貸付の条件等は適切で、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項に規定される承認の要件を満たしていると考えます。

以上、件数は1件、面積 552㎡、畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 椋本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。12月10日に現地確認いたしました。事務局からの説明通りです。よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、承認をすることに決定いたします。

次に議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 27ページをお願いいたします。

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権）、でございます。

番号1、地区 高野尾、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 高野尾町三月田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 869㎡ 外1筆、合計面積 938㎡。

これにつきましては、令和2年12月に申請され、令和3年9月3日に許可

書を発行した太陽光発電施設用地でございます。全体の事業計画面積は19,202㎡で今回の申請地も含めての申請でしたが、申請地を所有する譲渡人の意向により、取消となったことから、取消願いが提出されたものになります。

以上、件数は1件、面積は938㎡、畑でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。この件は地権者から説明をいただきました。地権者の申請地を耕作している方がいて、その方に無断で太陽光発電事業者に売ってしまいました。すると、耕作している方に自分が欲しかったと言われ、太陽光発電事業者に取消しをお願いし、取消していただいたということでした。特に問題ありませんでした。よろしく願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、承認することに決定いたします。

議 長 次に議案第10号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 28ページをお願いいたします。
議案第10号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 安東、願出者 _____、申請地 安東町足入_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 260㎡。

これにつきましては、建物登記に、昭和63年に申請地に店舗・倉庫を建てた内容の記載があり、現地確認にて登記内容と相違ないことが確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 明、願出者 _____、申請地 芸濃町中縄藤廻井_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 525㎡。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書に、申請地で平成11年に居宅を建築し、平成13年に追加の居宅及び車庫を建築した内容の記載があり、現地確認にて固定資産課税台帳記載事項証明書と相違ないことが確認できたことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土

地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件で、面積は785㎡、畑でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。12月10日に事務局、地元推進委員2名、私と4名で現地確認しました。問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号2 地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。12月10日に現地を確認しました。事務局の説明通りです。よろしくお願いします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第10号については、証明をすることに決定いたします。
次に別冊でお配りしました、議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で207,950㎡、畑の賃貸借で23,631㎡、契約件数は55件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で37,905㎡、契約件数は18件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で96,087.61㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,287㎡、契約件数は30件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,467㎡、畑の賃貸借で234㎡契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,349㎡、契約件数

は3件でございます。

香良洲地区につきましては、田の賃貸借で3,944㎡、契約件数は2件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて362,702.61㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で29,152㎡、合計契約件数は111件、合計面積は391,854.61㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区20件、河芸地区10件、安濃地区23件、芸濃地区1件、美里地区1件で、合計55件、合計面積は228,008㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で49.5%、面積で58.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は71番の外5件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号17についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

続きまして、この件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同異議なし>

議長

ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きます、整理番号55についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きます、整理番号104、105及び110についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。
入室してください。

< 入 室 >

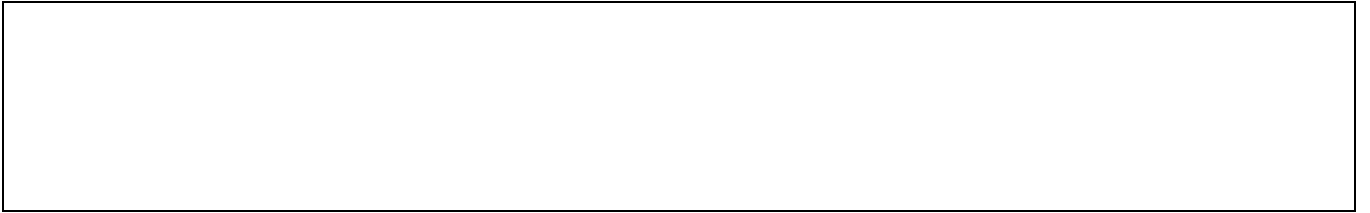
議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第11号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第12回第1農地部会を終了いたします。

午前10時53分



上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年12月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____